

平成17年9月27日

各地方整備局、農政局担当部長 宛
都道府県担当部長 宛

農林水産省農村振興局整備部防災課長

農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

国土交通省河川局治水課長

国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長

国土交通省港湾局海岸・防災課長

高潮に対する海岸保全施設及び河川管理施設の管理等の強化について

高潮対策については、貴職におかれても、日頃から特段の配慮を講じられているところであり、特に昨年の台風による高潮災害を踏まえ、海岸保全施設の緊急点検を行い堤防等の強化・補修等を講じているが、今年の台風14号では広島県、岡山県を中心に高潮による浸水被害が生じていること、また、米国におけるハリケーン・カトリーナの来襲により甚大な被害が生じていること、さらに今後も台風が多く来襲する時期を迎えることから、下記のとおり高潮災害の防止について万全の措置を講じられたく通知する。(下線部は、都道府県担当部長に対しては「願います」とする)

なお、貴管内市町村等の海岸管理者に対しては、貴職から周知されるよう願います。(都道府県のみ記述)

記

1. 平成17年9月20日付け海岸省庁課室長通知*「海岸保全施設の重点緊急点検結果に基づく緊急対策計画の策定について」にある対象地区に限らず、河川管理施設も含め高潮による被害の発生のおそれのある危険箇所¹の巡視・点検等所管施設の管理を一層強化すること。

- 2 . 昨年台風による高潮により被災した地区において、水門の開閉ができない等、緊急時に果たすべき機能を発揮できない施設が見られたことから、水門・陸こう等の開閉機能と操作体制を再度点検し、必要な措置を講じること。

* 「海岸保全施設の重点緊急点検結果に基づく緊急対策計画の策定について」(平成17年9月20日付け17農振第1013号、17水港第2166号、国河海第34号、国港海第213号、農林水産省農村振興局整備部防災課長、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長、国土交通省港湾局海岸・防災課長通知)